
少年法における「犯罪対策の要請」と
「保護・教育の要請」の調和についての予備的考察
——アメリカにおける「少年司法モデル論」を素材として——

津 田 雅 也

はじめに

第1章 アメリカにおける伝統的な少年司法モデル論

第1節 更生モデル—伝統的なアメリカの少年司法

第2節 公正モデル—適正手続の観点からの更生モデルへの批判と修正

第3節 犯罪統制モデル—少年犯罪の「解決手段」としての刑罰の積極的活用

第2章 近年のアメリカにおける少年司法モデル論—少年司法に対する複数の要請の調和

第1節 均衡のとれた修復的正義モデル

第2節 証拠に基づく発達モデル

おわりに

はじめに

少年法1条は、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定し、これを受けて少年法は非行少年に対する種々の特則を定めている¹⁾。このような少年法の立場のことを、一般に、保護教育主義と呼ぶ²⁾。わが国少年法の保護教育主義は、「少年の可塑性の高さゆえに、犯罪を行った少年も、適切な措置をすれば、健全な社会人として育つ可能性が高く、そうすることが単に制裁として刑

罰を科すよりも、少年本人にとっても社会にとっても利益が大きい」という考え方により基礎づけられている³⁾。わが国の少年法制は、「少年の健全な育成」のために構築された諸制度を通じて、教育的な保護処分を受けて改善更生し社会復帰をするという少年の利益のみならず、それと併せて、非行をした少年の再非行を防止することによって社会が安全になるという社会の利益をも図ろうとしているといえよう。

しかし、少年本人の利益を図ることが、社会の利益を図ることに常につながるわけではなく、両者が衝突する場合もありうる。とりわけ、少年が行った非行が殺人や傷害致死といった被害者の生命を侵害する重大なものである場合などは、少年に対する応報や厳しい処分を下すべきであるとの要請が高まり⁴⁾、これらの要請と少年の保護教育の要請とをいかにして調和させるかという困難な問題が現れることになる。

この点について、示唆に富む指摘をしておられるのが、廣瀬健二教授である。廣瀬教授は、少年の改善更生に対する有効性だけではなく、人道主義、博愛・寛容の精神などに基礎付けられて成立した保護・教育主義は、「一般社会に顕在的・潜在的に存在している正義・応報・厳罰等への要求（犯罪対策の要請）によって修正を迫られることがある」とし、「少年法を規定し、基礎づけるものを整理すると、犯罪対策と保護教育の二つの軸に集約することができると思われる。これらは相矛盾しかねない要請であり、そのいずれに力点が置かれるか、どの水準でこれらを調和させるかによって少年法の実像が規定されてくる

-
- 1) 少年法1条の「少年の健全な育成」を多角的に検討する近時の文献として、廣瀬健二 = 井内清満 = 梅澤秀監 = 奥山隆 = 小長井賀興 = 上野友靖 = 岡邊健 = 高内寿夫「〈座談会〉少年の健全な育成とは何か」澤登俊雄 = 高内寿夫（編著）『少年法の理念』（2010年）314頁。なお、同書には、わが国における少年法改正と「少年の健全な育成」との関係进行分析したものとして廣瀬健二「少年法の基本理念—法改正との関係を中心に」澤登ほか・前掲書30頁が、刑事司法手続における「少年の健全な育成」の機能を分析したものとして守屋克彦「『少年の健全な育成』と手続的機能」澤登ほか・前掲書18頁が収録されており、示唆に富む。
 - 2) 廣瀬健二（編）『裁判例コンメンタール少年法』（2011年）2頁（廣瀬健二執筆）。
 - 3) 川出敏裕『少年法』（2015年）2頁。
 - 4) 最近の少年犯罪被害者遺族の少年法制に対する疑問を取材した記事として、朝日新聞2015年11月13日37面の特集を参照。

ことになる。」とされる⁵⁾。そのうえで、廣瀬教授は、次のように述べられ、「犯罪対策の要請」と「保護・教育の要請」のいずれか一方のみを追求することは妥当でなく、双方の調和を図ることが求められているとされる。すなわち、少年に厳刑を科したとしても「その改善更生が不十分であれば、成人以上にその後の再犯が問題となるのは必定」であり「少年に対する教育的な改善更生の必要性はより高くなる」こと、「長期拘禁は、心身への悪影響等の弊害や欧米諸国で既に問題化している人的・物的コスト肥大化による財政面の問題を孕む」ことから、「犯罪対策の要請」のみを追求することは妥当ではない。一方で、「保護・教育的な処分としては十分であっても、犯罪の重大さとおよそ釣り合わない不合理なものを受け止められてしまうような処分をすることは、犯罪被害者はもちろん、社会一般の理解も得られず、少年の地域社会への復帰も困難になるうえ、少年法制全般の信頼を揺るがし、その基盤を危うくしかねない」こと、犯罪被害者等基本法により犯罪被害者等の意向に対する十分な配慮が必要でありこれを等閑視することは妥当ではないことから「保護・教育の要請」のみを追求することもできない⁶⁾。廣瀬教授は、「この二つの要請の相克は、少年法の本質的かつ永遠の課題ともいうべきものである」とされている⁷⁾。

このような廣瀬教授の見解は、少年法の各論点を考察する上での、基本的な視座を提供するものであり、示唆に富むものであるといえる。少年に対する刑事処分については、平成12年(2000年)の少年法改正では、原則逆送規定(少年法20条2項)が導入され、また、無期刑の必要的減軽が裁量的減軽に変更され、平成26年(2014年)の少年法改正では、少年に対する不定期刑の引き上げ(少年法52条)が行われるなど、近年の少年法改正による大きな動きが見られるが、「少年の健全な育成」という少年法の基本理念を踏まえつつ、少年に対する刑事処分選択や量刑をどのような原理によって基礎づけ、いかなる基準を用いるべきかを検討する必要がある。また、非行事実が重大であるが要

5) 廣瀬健二(編集代表)・川出敏裕=角田正紀=丸山雅夫(編)『少年事件重要判決50選』(2010年)5頁(廣瀬健二執筆)。

6) 廣瀬・前掲注5)6-7頁。

7) 廣瀬健二『子どもの法律入門〔改訂版〕』(2013年)40頁。

保護性が低い場合において、保護処分を課す際に一般予防の観点を考慮することができるか、その場合に重い保護処分を課してよいかという問題がある⁸⁾。少年に対する刑罰、保護処分の選択基準や具体的な処分の内容をどのように解するかが問われているところ、「犯罪対策の要請」と「保護・教育の要請」という視点は、そうした問題を検討する際の有用なガイドラインとなりうる。さらに、こうした議論は、刑事手続と少年手続との関係をどのように捉えるのか、具体的には、刑事訴訟法の目的（刑訴法1条。公共の福祉の維持、人権の保障、事案の真相解明、適正かつ迅速な刑罰法令の実現）と少年法の目的（少年の健全な育成）との関係をどのように捉えるのか、いかなる範囲で刑訴法の目的に少年法による保護・教育的な修正が加えられるべきであるのか⁹⁾、少年審判において刑事訴訟手続の諸原則（伝聞法則、証拠調べ請求権、証人尋問権など）がどの程度適用されるのか¹⁰⁾といった手続的問題の検討にも波及するものである。

もともと、上記の論点はそれぞれに大きな問題であって、本稿において検討を加えることは、不可能である。本稿は、これらの問題を検討する前提として、アメリカにおける少年司法モデル論¹¹⁾を参考にして、上記の廣瀬教授の提起する問題（犯罪対策の要請と保護・教育の要請の調和）に若干の検討を加える。アメリカにおける少年司法モデル論とは、少年矯正のための基本理念・戦略であり¹²⁾、少年裁判所設立以降のアメリカ少年司法の在りようを分かりやすく示したものである。特に、本稿第2章において見るように、1990年代以降提唱された均衡のとれた修復的正義モデルおよび証拠に基づく発達モデルは、少

8) 川出・前掲注3) 263頁。なお、廣瀬健二「我が国少年法制の発展と現状」司法研修所論集98号(1997年)388頁は、①重大な事件を不処分することは困難であるが、一方で、②刑事処分選択の幅を広げることにつながる可能性があること、③刑罰よりは教育的な処遇として保護処分を位置付け活用すべきであるという理由から、これを肯定する。

9) この点について、廣瀬・前掲注2) 5頁(廣瀬健二執筆)。

10) たとえば、職権主義を採用する少年審判手続において、伝聞法則が適用されるのか、されるとすればいかなる場合にされるか、といった問題などがある。廣瀬・前掲注5) 150-163頁(近藤文子・延廣丈嗣執筆)の裁判例を踏まえた概観を参照。

11) アメリカにおける少年司法モデル論についての詳細は、拙著『少年刑事事件の基礎理論』(2015年)第1章第2節を参照。なお、本稿においては、Feld, *infra* note 13を参照に、拙著では扱えなかった各少年司法モデル論の歴史の変遷に重点を置いて記述した。

12) Clemens Bartollas & Stuart J. Miller, *Juvenile Justice in America* (4th ed. 2005), 18.

少年司法に対する様々な要請があることを率直に認めた上で、それらの要請の調和を図っている点において、「犯罪対策の要請」と「保護・教育の要請」との調和を図るべきであるとする廣瀬教授の主張とその基本的方向を同じくするものであり、そうした見解を紹介することには意義が認められると思われる。もちろん、少年司法のモデルそれ自体からは、少年法の様々な論点についての解釈が演繹されるものではなく、アメリカにおける少年司法制度の運用を丹念に検討しなければ、わが国にとって有益な示唆は得られないことは言うまでもない。しかし、他方で、そうした各論的検討の指針となりうる少年司法モデル論を紹介することにも一定の意義は認められると思われる。

以下では、単一の理念を掲げるアメリカにおける伝統的な少年司法モデル論(第1章)、複数の理念を掲げてその調整を目指す最近のアメリカにおける少年司法モデル論(第2章)についてそれぞれ概要を紹介する。

第1章 アメリカにおける伝統的な少年司法モデル論¹³⁾

第1節 更生モデル—伝統的なアメリカの少年司法

19世紀末のアメリカにおいて、少年を成人と同じく処罰することを批判した進歩主義者達によって、少年裁判所が設立された¹⁴⁾。少年裁判所は、罪を犯した少年を処罰するのではなく少年の「最善の利益 (best interests)」を図るために福祉的な処分を行う機関であり、国家は少年の親代わり、すなわち国親 (parens patriae) としての役割を果たすこととなった。どのように少年の最善の利益を図るかという具体的な制度のありかたは、法域ごとに大きく異なるも

13) 本稿におけるアメリカの歴史の変遷に関する記述については、Barry C. Feld, *Juvenile Justice Administration in a nutshell* (3rd ed. 2014) に依拠している。アメリカ少年司法の変遷についての実証的研究については、他日を期したい。

14) Feld, *supra* note 13 at 1. アメリカ少年司法の形成過程については、デビット・S・タネンハウス(石川正興監訳)『創生期のアメリカ少年司法』(2015年)、19世紀後半から1990年代までのアメリカ少年法の変遷について、服部朗『アメリカ少年法の動態』(2014年)3-66頁。

の、手続の非公式性・秘密性、個々の少年ごとの処遇と改善更生、成人と分離した矯正施設といった点については、共通性が見られた¹⁵⁾。

更生モデル (rehabilitation model) は、このような国親思想に基づいて、少年犯罪者を成人犯罪者と区別して取り扱うことにより、少年の性格、態度、行動様式を変化させ、犯罪傾向を弱めることを少年司法の目的と捉える見解である¹⁶⁾。更生モデルの下では、個々の少年が更生のために必要とする処遇を実施するため、少年裁判所の裁判官の裁量権は拡張された。また、少年にとって利益的な処分をしているという前提があるため、不服申し立てが許されないほか、少なくとも理論的には罪刑の均衡が要求されないことになる¹⁷⁾。更生モデルのこのような非形式性は、少年の更生にとっては強みであると同時に、適正手続の保障という観点からは弱みであり、この点が、次節で述べる公正モデルによって批判されることとなるのである。

第2節 公正モデル—適正手続の観点からの更生モデルへの批判と修正

更生モデルというアメリカの伝統的な少年司法に大きな変革を強いたのが、刑事司法全体に大きな影響を及ぼした1960年代のいわゆる「適正手続革命 (due process revolution)」の中で出された、少年手続に関する一連の連邦最高裁判決¹⁸⁾である¹⁹⁾。たとえば、Kent事件においては、少年事件の管轄権放棄手続に連邦憲法修正第14条が規定する適正手続の要請が及ぶ結果として、当

15) Feld, supra note 13 at 9-10.

16) Clemens Bartollas & Frank Schmalleger, *Juvenile Delinquency* (9th ed. 2014), 308.

17) Samuel M. Davis, Elizabeth S. Scott, Walter Wadlington & Lois A. Weithorn, *Children in the Legal System* (5th ed. 2014), 1278.

18) *Kent v. United States*, 383 U.S. 541 (1966), *In re Gault*, 387 U.S. 1 (1967), *In re Winship*, 397 U.S. 358 (1970), *McKeiver v. Pennsylvania*, 403 U.S. 528 (1971), *Breed v. Jones*, 421 U.S. 519 (1975)。これらの判決の簡潔な紹介として、田宮裕編『少年法判例百選』(1998年) 251頁以下(佐伯仁志執筆)を参照。

19) Feld, supra note 5 at 10. Feldは、アメリカの伝統的な少年司法について、「その意図するところは善意であったが、少年裁判所が用いていた温情主義的なレトリックと、その現実との間には、大きな断絶があったのである」とし、1960年代以降の一連の連邦最高裁判決を「少年裁判所への憲法による教化 (constitutional domestication)」であると評している。

該手続においては、事件の移送について十分な調査が行われるほか、上級審への不服申し立てが認められなければならないとの判示がなされている²⁰⁾。公正モデル(justice model)とは、少年に対しては適正手続条項を通じて手続的保護が与えられるべきであり、そして、少年に対する刑罰の重さは少年が犯した罪の重さに比例しなければならないという考え方のことをいう²¹⁾。

公正モデルの考え方を明文化したといえるのが、アメリカ法曹協会(American Bar Association)が1980年に公表した「少年司法標準プロジェクト：処分に関する標準」である²²⁾。同標準の1.1条は「少年矯正システムの目的は、ある行為を禁止する実体法の統一性を維持し、適法な行動を取る個人の責任を発展させることによって、少年犯罪を減少させることである。この目的は、偏りがなく公正で、少年の性格とその必要性を踏まえ、そして、少年に個人的成長と社会的成長の機会を保障するような手段を通じて追求されるべきである」と規定している。また、同標準の1.2条(強制的処分：定義と要件)は強制的処分の履行に際して手続的公正さが担保されなければならないこと(C項)、立法者が強制的処分の重さを決めるに当たっては少年が犯した犯罪の重大さが限界とされなければならないこと(E項)、裁判官が強制的処分の種類と期間を決定するに際しては法律の規定を逸脱してはならないとされている(F項)。

このように、公正モデルは、成人の刑事手続における適正手続の理念を、少年手続にも及ぼすことを念頭に置いたものであって、伝統的な更生モデルの理念そのものを否定することを目指したものではなかった。しかし、当事者主義、自己負罪拒否特権、刑事事件における証明基準といった成人の刑事手続における概念が導入された結果、少なくとも手続的には少年手続は成人の刑事手続に接近したことと、次項で述べるアメリカの社会情勢とが相まって、公正モデルは意図せずして、伝統的な少年司法の性格を成人の刑事手続に近づける結果を招来したのである²³⁾。

20) Kent 事件については、拙著・前掲注11) 161-163頁を参照。

21) Clemens Bartollas & Frank Schmalleger, *Juvenile Delinquency* (9th ed. 2014), 309.

22) Juvenile Justice Standards Project, *Standards Relating to Dispositions* (1980).

第3節 犯罪統制モデル—少年犯罪の「解決手段」としての 刑罰の積極的活用

1960年代中頃以降、「適正手続革命」と時期を同じくして、大学紛争、ベビーブームによる犯罪率上昇、都市部における人種差別反対運動の広がりといった事態が生じ、共和党の政治家は、これらの出来事を「法と秩序」に対する脅威と位置づけた²⁴⁾。1970年代から1990年代に、保守政治家は、選挙対策の一環として犯罪に対するより厳しい「厳格な対応 (get tough)」策を打ち出し、全米の少年司法政策に影響が及んだ²⁵⁾。たとえば、1980年代後半から1990年代初めには、少年裁判所から刑事裁判所への移送手続を単純化する立法や、移送手続における裁判所の裁量を制限して一定の犯罪については自動的に移送が行われるとする立法が行われた²⁶⁾。また、「少年であること」が量刑において減軽要素として正式には考慮されなくなったことも、「厳格な対応」策の一例である²⁷⁾。

犯罪統制モデル (crime control model) とは、刑罰を少年の違法行為に対する解決策として捉え、少年個人の更生に重きを置く伝統的な少年司法の在りかたを批判する見解のことをいうが²⁸⁾、1970年代以降のこうした社会情勢を理論

23) Feld, *supra* note 13 at 21. Feld は「少年裁判所は、社会福祉機関 (social welfare agency) から小型版の、いわば二流の刑事裁判所になったのである」と述べている。Id at 22.

24) Feld, *supra* note 13 at 16.

25) Feld, *supra* note 13 at 17. Feld は、「厳格な対応 (get tough)」を支持する政治家による「大人の犯罪には大人の刑期を (adult crime, adult time)」「犯罪をするのに十分な年齢なら、服役するのに十分な年齢だ (old enough to do the crime, old enough to do the time)」といったキャッチフレーズを紹介している。See also, Elizabeth S. Scott & Laurence Steinberg, *Rethinking Juvenile Justice* (2008) at 205.

26) Feld, *supra* note 13 at 17. 少年裁判所から刑事裁判所への必要的移送を定めた法律の詳細については、拙著・前掲注11) 166-168頁を参照。

27) Feld, *supra* note 13 at 17-18. アメリカにおける「厳格な対応」政策に基づく一連の法改正をまとめた文献として、園部直子「アメリカ少年司法における近年の制度改革とその問題点」判例タイムズ1173号(2005年)29頁(特に31-34頁)。

28) Clemens Bartollas & Frank Schmalleger, *Juvenile Delinquency* (9th ed. 2014), 310.

的に説明するものであると位置づけることが可能であろう。犯罪統制モデルは、①違法行為を行うものは異常かつ少数者であり、②そうした違法行為は行為者の性格の欠陥を反映しており、刑罰によって矯正可能であること、③刑罰を科すことによって少年を責任のある誠実な存在とするように教育できること、④罪を犯した少年を迅速、効果的かつ確実に処罰することによって他の少年の犯罪を抑止できること、などを主張している²⁹⁾。その結果として、少年司法の関心は少年の「最善の利益」を図ることから公衆の安全確保へと移り、また、裁判所の裁量権が縮小する一方で立法・行政部門の裁量権が拡大することとなったのである³⁰⁾。

こうした「厳格な対応」政策に対しては、二つの方向から批判が加えられた³¹⁾。第一の批判は、刑罰志向の改革に対抗するものとして OJJDP (Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention: 少年司法及び非行予防局) によって体系化された「均衡のとれた修復的正義モデル (balanced and restorative justice model)」であり、第二の批判は ADJJ (Network on Adolescent Development and Juvenile Justice: 青年の発達と少年司法に関するネットワーク) による研究成果を活用して構築された、少年の特性に関する科学的知見を踏まえ少年司法の設計を主張する「証拠に基づく発達モデル (evidence-based developmental model)」である。

この二つのモデル論は、従来のアメリカ少年司法が、単一の目的、すなわち、「少年の更生」「適正手続の実現」「刑罰による犯罪の統制」しか考慮に入れておらず、少なくとも意識的には少年司法に求められる複数の要請に応じていない点を批判したものであるといえ、本稿の冒頭で述べた問題関心からは、この二つのモデル論が参考になる。そこで、次章においては、これら2つのモデル

29) Id.

30) Feld, *supra* note 13 at 18.

31) この他、近年のアメリカにおける少年に対する拘禁刑の多用に対して、統計を用いて実証的な批判を加える文献として、Richard A. Mendel, *No Place for Kids: The Case for Reducing Juvenile Incarceration* (2011). 同論文は、弱者的立場にある子どもや家族のニーズに見合うような政策や地域社会支援を提供することを目指して1948年に設立された、Annie E. Casey Foundation (<http://www.aecf.org/>) から出されたものである。

論の内容を概観する。

第2章 近年のアメリカにおける少年司法モデル論

——少年司法に対する複数の要請の調和——

第1節 均衡のとれた修復的正義モデル

均衡のとれた修復的正義モデル (balanced and restorative justice model) とは、少年司法の目的は、被害者の利益、少年の利益、地域社会の利益を「均衡のとれた (balanced)」状態にすることにあるという見解であり³²⁾、OJJDP がまとめた報告書³³⁾により体系化された。このモデル論においては、少年司法によって、①少年が被害者に対して責任を果たすこと (accountability)、②少年が更生に向けたプログラムを通して自分の能力を発展させること (competency development)、③地域社会の安全を促進すること (public safety) という3つの要素が均衡のとれた (balanced) 状態になることが目指されている³⁴⁾。具体的には、(1)少年は自らの犯罪行為及びその結果について責任を取る義務があり、その方法の一つは、被害者と地域社会を修復することであるが (要素①)、(2)他方で、少年はいまだ若く、成長し成熟する必要があるのであって、地域社会に積極的貢献をするような人物に育つためのスキルを学ぶ機会を社会は少年に提供する必要がある (要素②)、(3)少年が責任を取り、かつ、その能力を発展させる方法を検討するに際しては、少年の再犯から社会を保護することが少年

32) Bartollas & Schmallegger, *supra* note 28 at 310. 均衡のとれた修復的正義モデルについての日本語による文献として、キャサリン・ライアン (佐伯仁志 = 柑本美和訳) 「アメリカ少年司法制度の新たな展開—均衡のとれた修復的正義のアプローチをめぐって」ジュリスト 1195号 (2001年) 46頁、服部朗『少年法における司法福祉の展開』(2006年) 256頁以下。

33) OJJDP, *Balanced and Restorative Justice for Juveniles: A Framework for Juvenile Justice in the 21st Century* (1997).

34) Bartollas & Schmallegger, *supra* note 28 at 310. See also, Sacha M. Coupet, Comment, 148 U. Pa. L. Rev. 1303 (2000), Charlyn Bohland, No Longer a Child: Juvenile Incarceration in America, 39 Cap. U. L. Rev. 193 (2011).

司法によって保障されなければならない(要素③)とされるのである³⁵⁾。

「厳格な対応」政策が有力であった1990年代、アメリカのいくつかの州は、社会の安全に対する社会の関心と、少年犯罪者の更生とを両立させるために、均衡のとれた修復的正義モデルに基づく法律を制定した³⁶⁾。たとえば、メリーランド州の「裁判所及び司法手続法」3-8A-2条(a)(1)は、同法の目的として、「少年司法システムが、非行を行った少年のために、下記の目的の調和を確保すること」を挙げ、公衆の安全及び地域社会の保護(同条(i))、被害者と地域社会に対する少年の応答責任(同条(ii))、少年が責任を果たし、かつ、生産的な社会の一員となるように自分を支えるための能力及び性格を発達させること(同条(iii))の3つを掲げているが³⁷⁾、そこで挙げられている3つの要素は、均衡のとれた修復的正義モデルが掲げる要素及び用語が同一であることから、同モデルに基づいた立法が行われていると推測できる。また、イリノイ州では、少年司法が最もよく機能するためには、犯罪被害者と、罪を犯した少年、両者が生活している地域社会の三方に、等しく注意が払われるべきであるという視点から少年司法改革が行われており、少年を、①罪を犯す危険のある者、②2度目までの再犯を犯したが暴力事犯に当たらない者、③再犯者もしくはより重大な罪を犯した者、④より重大であり、かつ暴力事犯を犯す者に区分し、それぞれに異なった処遇・対応を行っている³⁸⁾。

第2節 証拠に基づく発達モデル

1990年代中盤から、John D. and Catherine T. MacArthur Foundationが出資した「青年の発達と少年司法に関するネットワーク(ADJJ)は、少年司法政策を証拠に基いて基礎づけること(evidence-based rationale)、すなわち、少年と成人の発達の違いに関する研究を踏まえて少年の未成熟さを考慮に入れて少年司法システムを構築することを目指した。ADJJは、①少年の能力(competence)、②少年の有責性(culpability)、③少年の変化の可能性(potential for

35) Catherine M. Ryan, Feature: Juvenile Justice: Balanced & Restorative Justice: An Opportunity for Juvenile Courts in their Second Century, 13 CBA Record 30 (1999).

36) Scott & Steinberg, *supra* note 25 at 95.

change) の三分野について広範な調査を行った。①の分野では、少年の思考方法とその意思決定能力を検討した上で、法律上の権利を行使する能力や、刑事司法システム・少年司法システムにおける少年の地位について考察が加えられ、②の分野では、少年の刑事責任とそれに対応する刑罰、少年に対する制裁がカ

37) Md. Cts. & Jud. Proc. Code Ann § 3-8A-02. 同条文の翻訳は下記の通り。

「この編 (subtitle) の目的と構造

(a) 目的

この編の目的は、以下の通りである。

- (1) 少年司法システムが、非行を行った少年のために、下記の目的の調和を確保すること。
 - (i) 公衆の安全および地域社会の保護
 - (ii) 被害者と地域社会に対する少年の応答責任 (accountability)
 - (iii) 少年が責任を果たしかつ生産的な社会の一員となるように自分を支えるための能力および性格を発達させること
- (2) 少年に非行があることが判明した場合、少年の両親に、少年の行動について責任を負わせ、被害者と地域社会に対して応答責任を果たさせること
- (3) 少年に非行があることが判明した場合または監督の必要 (need of supervision) があることが判明した場合、可能であれば、裁判所の介入をもたらした環境を改善する責任を果たさせること
- (4) この編の規定の対象となる少年に対して、治療、保護、健康的な心身の発達を提供すること。また、少年の最善の利益および公衆の利益の保護と一致する処遇 (treatment)、訓練 (training)、社会復帰 (rehabilitation) を提供すること
- (5) 少年の家族との絆を確保し強化すること。少年の福祉もしくは公衆安全の利益に照らして必要な場合のみ、少年と両親を分離すること。
- (6) 必要な場合は少年をその家庭から引き離すこと。少年の両親によってなされるべきものでできうる限り近い保護、治療、しつけを行うこと。
- (7) 少年に対して州による治療と保護を提供する場合は、下記の条件を順守すること。
 - (i) 安全、人道的かつ思いやりのある環境であること
 - (ii) 必要なサービスを受けられること
- (8) この編の規定を実行するための司法手続を提供すること。

なお、2015年3月3日に廣瀬教授、柑本美和准教授（東海大学）とメリーランド州モントゴメリー郡の Circuit Court を調査訪問し、同裁判所の裁判官らにインタビューを行った際にも、「裁判所が果たすべき義務」として、公共の安全と地域の保護を確保すること、少年自身が行ったことについて被害者と地域社会に対する責任を果たすこと、少年たちの「最善の利益」に加えて、社会および被害者にとっての最善の利益も考えつつ、少年たちの精神的・身体的発育のためのプログラムを提供しなければならないこと、があるとの説明を受けたが、上記の(1)(i)ないし(iii)において掲げられた目的規定と対応している。

テゴリカルに減軽されるべき根拠が検討され、③の分野では、非行原因論と少年を犯罪から離脱させるための要素が研究の対象となっている³⁹⁾。ADJJの研究成果は論文・研究書として公刊され、「厳格な対応」政策への再検討を迫り、いくつかの州では、少年の立法者と共同して少年司法政策を策定するに至った⁴⁰⁾。このようなADJJの調査・研究の代表的成果と言えるのが、ScottとSteinbergの共著である『少年司法の再検討』であり⁴¹⁾、本書によって提唱されたのが、証拠に基づく発達モデルである。

発達モデルは、少年の性質を科学的見地から分析し⁴²⁾、その結果を踏まえ、従来の少年司法政策が、少年と成人を完全に別個の存在として二分していた点を批判する⁴³⁾。二分論は、少年は完全に免責されて不処罰になるか、あるいは

38) Ryan, *supra* note 35 at 30-32. 類型①の少年に対しては、各カウンティ（ないし一つの裁判区を構成している複数のカウンティ）ごとに設置された少年司法審議会（Juvenile Justice Council）により、非行予防のための包括的プログラムが提供される。類型②については、警察が裁量権を有しており、少年とその両親と面会して、裁判所に事件を送らずに、地域社会奉仕活動で事件を終結させることができる。これに対して、類型③の場合、事件は少年裁判所に送られ、少年の両親も出廷が義務付けられる（不可能な場合は、裁判所の任命する法律家）が、その処分のはほとんどは期限付きの監視ないし保護観察である。類型④は事件は場合によっては刑事裁判所に移送され、集中的監視の下での社会内処遇ないし施設収容もありうる。

なお、発達モデルの提唱者であるScottとSteinbergは、「均衡のとれた修復的正義モデルは、地域的な影響を与えたものの、厳罰を志向した法律を食い止めるまでには至らなかった」としている。Scot & Steinberg, *supra* note 25 at 95. 均衡のとれた修復的正義モデルが、全米各州の少年司法関連法規において、どの程度受け入れられているかに関する実証的な調査は、今後の検討課題としたい。

39) Feld, *supra* note 5 at 19-20.

40) Feld, *supra* note 5 at 20. ScottとSteinbergの見解は、少年（行為時18歳未満）に対する死刑を違憲としたRoper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005)にも一定の影響を与えた。すなわち、同判決は、成人と少年の類型的な違いを論証する際に、Steinberg & Scott, Less Guilty by Reason of Adolescence: Developmental Immaturity, Diminished Responsibility, and the Juvenile Death Penalty, 58 Am. Psychologist 1009, 1014 (2003)を引用している。Roper, 543 U.S. at 569, 570, 573.

41) Scot & Steinberg, *supra* note 25 at 355-356においては、ADJJとの共同研究の具体的な内容と謝辞が述べられている。

42) Scott & Steinberg, *supra* note 25 Chapter 2. 第2章では、少年の認識・理解能力、判断能力（仲間の影響、将来を見通す能力、リスク計算、自己管理能力）、少年の頭脳の発達などについて、心理学的見地からの分析が加えられている。

は、成人として減軽なく処罰されるか、という二極化をもたらす。その結果、①更生モデルのように、少年を未成熟な保護の対象として扱うあまりに少年の権利制限を正当化し、また、本来は処罰すべき少年を処罰できない事態が生じ、あるいは、②犯罪統制モデルのように少年の特性を踏まえず、再犯防止効果の検証なく刑罰を科すことによって少年本人の自由剥奪という不利益および刑事施設運営コストがかかるといふ不利益が生ずることとなってしまう。そこで、発達モデルは、少年の非難可能性はその未熟さを理由として「減軽 (mitigate)」されると主張し、減軽された責任に比例する責任を負うべきであると主張する⁴⁴⁾。このように、発達モデルとは、心理学の知見を用いた実証的見地から少年の性質を評価したうえで少年司法を構築し、以て少年の再犯防止に有効な処遇を行い、最小の社会的コストで社会の安全を確保することにより、少年本人の利益と社会の利益 (social welfare)⁴⁵⁾とを共に図ろうとする点にその特色がある。

以上、1990年代～2000年代にかけて提唱された二つの新しいモデル論を概観した。双方とも、少年本人の利益と社会の利益をともに重視することで、それまでに主張されたモデル論の欠点の克服を試みる点にその特長があると評価できる。

おわりに

本稿は、少年法における犯罪対策と保護・教育の要請の調和という課題を解決するための参考として、アメリカにおける少年司法モデル論の概要とその変遷をごく簡単に紹介したに留まる。本稿冒頭で述べたように、「犯罪対策と保護・教育の要請の調和」は少年法の理念をめぐる対立であり、総論的問題である。したがって、理念のレベルで、抽象的な議論だけを行っていても、少年法

43) Scott & Steinberg, supra note 25 at 16-21.

44) 拙著・前掲注11) 49-50頁。

45) See, Scott & Steinberg, supra note 25 at 232. Scottらの用いる social welfare は「社会福祉」と訳すのが通常であると思われるが、内容的には、刑事司法コストの適正化などを含んでいるため、本文のように翻訳した。

における諸制度において、どのようにこれが具体化されるかといった各論的問題を検討しなければ、解釈論的な示唆は得られず、実践的とはいえない。一方で、「個々の問題解決に直結はしないが、どこを目指し、何を重要と考えるかによって、解釈・運用（その方向性）には相当な差異が生じ得る……このため、理念型（モデル論）が論じられている」⁴⁶⁾のであって、少年司法モデル論の内容を確認しておくことにも一定の意義は認められよう。本稿において紹介した少年司法モデル論が、アメリカの各州の立法および裁判実務においてどのように運用されているのか、そこでどのようにして、少年司法に求められる様々な要請の調整・解決が図られているのかという実態に関する調査およびそれを踏まえたわが国少年法への具体的な示唆・解釈論の展開については、今後の課題としたい。

* 本稿は、JSPS 科研費 26780039, 25285024 の助成を受けたものである。

46) 廣瀬健二『コンパクト刑事訴訟法』（2015年）5-6頁。